

## 別表七（五）の記載の仕方

この明細書は、通算法人若しくは他の通算法人が法第27条（中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入）の規定の適用を受ける場合又は通算法人が法第80条第5項（欠損金の繰戻しに

よる還付）において準用する同条第1項の規定により還付の請求をする場合（同項に規定する中間期間において当該通算法人又は他の通算法人が同項の規定により還付の請求をした場合に限り）に記載します。